

## 防府市消防団員の任用に関する要綱

平成16年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市消防団員の任用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 採用とは、現に消防団員（以下「団員」という。）でない者を新たに団員に任命することをいう。
- (2) 昇任とは、団員を現に有する階級より上位の階級に任命することをいう。

(発令の時期)

第3条 発令は、次の各号による。

- (1) 団員の任命は、原則として任命しようとする月の初めに行う。
- (2) 団員の解任は、原則として解任しようとする月の末日に行う。

(任用の方法)

第4条 団員の職及び階級に欠員を生じた場合においては、採用又は昇任の方法により市長の承認を得て団長が任命するものとする。

- 2 前項の昇任は、入団歴、階級等を考慮し、防府市消防団の組織に関する規則（昭和37年防府市規則第64号）別表第二に定める定員の配分の範囲において任命するものとする。
- 3 団員の採用は、公募又は推薦により随時行うものとし、入団希望者に防府市消防団運営規程に定める入団申込書（第1号様式）を提出させ、防府市消防団員の定員及び任命に関する条例（昭和40年防府市条例第43号）第4条各号の該当の有無及び消防団員としての適格性の有無を面接又は書類審査で判断し市長の承認を得て任命するものとする。

(募集の方法)

第5条 団員の募集は、市の広報誌等に次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1) 入団資格
- (2) 活動内容
- (3) 入団後の待遇
- (4) その他入団に関する必要な事項

(採用審査委員会)

第6条 団員の採用に当たり必要な事務を行うため、その都度、採用審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、団長とし、委員は、委員長が団本部員等の中から任免する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 採用審査の実施に関すること。
  - (2) 採用審査の結果に基づき、合格者を決定し、市長に報告すること。
  - (3) その他採用審査について、委員長が必要と認める事項。
- 6 委員会の庶務は、消防総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表）

入 団 申 込 書

年 月 日					
防府市消防団長 様					
申込者住所 ふりがな 氏 名 電 話 番 号 携帯電話番号					
私は、防府市消防団員採用の選考を受けたいので、申し込みます。					
生 年 月 日		年 月 日生			
職 業 又 は 勤 務 先					
本 籍 地					
学 歴					
職 歴					
賞 罰					
特 技 資 格					
健 康 状 況		運 動			
入 団 希 望 理 由					
続 柄		氏 名	年 齢	職 業	住 所
家 族 関 係					

(裏)

自宅付近の見取り図

